

平成29年度

市道等除雪計画書



鶴岡市藤島庁舎

目 次

| | |
|-----------------|---|
| 目 的 | 1 |
| 除 雪 の 方 針 | 1 |
| 除 雪 計 画 | 1 |
| 除 雪 作 業 の 区 分 | 2 |
| 除雪車輛の出動基準 | 2 |
| 除 雪 対 策 本 部 | 2 |
| 除雪路線数・延長 | 3 |
| 交換路線および調整路線 | 4 |
| 排 雪 場 所 | 4 |
| 除 雪 の 委 託 | 5 |
| 住 民 へ の 協 力 要 請 | 6 |
| 除 雪 組 織 体 制 | 7 |
| 除 雪 連 絡 体 制 | 8 |

目 的

冬期間における積雪から市民生活の安全確保と、地域の産業、経済活動を守るため、市民の除雪活動に対する理解と協力を得ながら、市内主要道路の車道及び歩道や公共施設の除雪等を行い、雪害から市民生活を守り利便を図ることを目的とする。

除 雪 の 方 針

- (1) 国道、県道の各道路管理者との連携を密にし、積雪量及び除雪状況を把握し必要に応じ適切な対応に努める。
- (2) 道路交通の安全確保のため、特に交差点や急カーブ、急勾配区間の除雪を徹底し、見通しの確保や段差の発生を予防するとともに、圧雪や凍結の発生箇所には、凍結防止剤の散布を行いスリップ事故の防止に努める。
- (3) 通学通勤等、歩行者の安全確保のため、歩道の除雪に努める。

除 雪 計 画

- (1) 本年度の除雪は、市道延長169.9km（平成29年10月現在）のうち、除雪機械の能力及び道路事情等を考慮し、道路除雪397路線127.9km、歩道除雪24路線13.9kmを計画路線とする。なお、計画路線の選定にあたっては、主要幹線市道、地域的に主要な道路および生活道路を主体として路線を選定し、道路用除雪車両24台（うち市有車7台）、歩道用除雪機4台（うち市有車3台）、凍結防止剤散布装置1台、合計29台を確保し、積雪状況に応じた除雪作業を実施する。
- (2) 地吹雪対策としての防雪柵設置については、幹線道路などの3路線および、吹溜り多発箇所等24箇所、延長にして4.35kmに設置する。
- (3) 凍結防止剤の散布箇所としては、凍結が予想される道路の上り坂や橋およびカーブ等9箇所、延長にして2.13kmに散布する。
- (4) 公共施設については、小・中学校、地域活動センター等35箇所の駐車場等の除雪作業を実施する。

除雪作業の区分

除雪作業を迅速かつ円滑に実施するため、第1種路線、第2種路線、第3種路線に区分して行う。

(1) 第1種路線

国、県道と連結する主要な幹線市道および地域または集落間を連絡する幹線市道。

早朝除雪を行い、原則として2車線確保する。

(2) 第2種路線

第1種路線以外の市道及び主要生活路線。

早朝除雪を行い、原則として2車線確保するが、豪雪時は1車線と交差場所の確保に努める。

(3) 第3種路線

第1種、第2種路線以外で、幅員が狭いため歩道除雪車で対応する路線。

早朝除雪の必要な歩道の作業完了後、出来るだけ早い時間帯で実施する。

除雪車輛の出動基準

路面に10cm以上の降雪がある場合、または午前7時までに10cm以上の降雪が予想されると認められる場合を基本とするが、道路状況や降雪状況により出動する。

除雪対策本部

藤島庁舎支所長を本部長とし、鶴岡市藤島庁舎に設置する。

除雪路線数・延長

1. 道路除雪

| 級 等 | 路 線 数 | 延 長 (km) | 指定率 (%) |
|-------|-----------|---------------|---------|
| 1 級市道 | 17 (18) | 24.8 (26.4) | 93.9 |
| 2 級市道 | 12 (12) | 15.1 (15.8) | 95.6 |
| その他市道 | 368 (384) | 88.0 (127.7) | 68.9 |
| 合 計 | 397 (414) | 127.9 (169.9) | 75.3 |

※ () 内は、平成29年10月現在の全市道の数値。

2. 歩道除雪

| | 路 線 数 | 延 長 (km) | 指定率 (%) |
|------|----------|--------------|---------|
| 除雪路線 | 24 (55) | 13.9 (18.2) | 76.4 |

※ () 内は、平成29年10月現在の全歩道の数値。

交換路線および調整路線

除雪作業を効率良く実施するため、除雪路線の交換および調整を実施する。

- (1) 交換路線
- | | |
|-------------|--------|
| 山形県に委託する路線 | |
| ・村東山ノ前線 | 0.05km |
| ・農道（添川地内） | 0.08km |
| 山形県より受託する路線 | |
| ・添川上藤島線（歩道） | 0.35km |
| 三川町に委託する路線 | |
| ・西川原横川線 | 0.08km |
| ・助川砂塚横内線 | 0.93km |
| 三川町より受託する路線 | |
| ・宮東押切新田線 | 0.03km |
| ・長沼落合線 | 0.04km |
| ・砂塚助川線 | 0.89km |
- (2) 調整路線
- | | |
|-------------------|--------|
| 羽黒庁舎で実施する路線（藤島路線） | |
| ・古郡金森目線 | 0.39km |
| ・蛸井興屋町屋線 | 0.24km |
| ・藤島蛸井興屋玉川線 | 0.71km |
| ・山ノ上線 | 0.17km |
| 藤島庁舎で実施する路線（羽黒路線） | |
| ・狩谷荒俣線 | 0.18km |
| ・押口大半田4号線 | 0.48km |

排雪場所

排雪場所として次の場所を指定する。

藤島川 藤浪橋上流左岸（市民）

除雪の委託

除雪の委託は次のとおりおこなうものとする。

(1) 全面委託

| | | |
|----------------|---|----------|
| 【内訳】 | ドーザー 15 台, タイヤショベル: 2 台, ハンドガイト 1 台 | 合計 1 8 台 |
| ・ (株) 浅賀建設: | ドーザー (8t×2 台, 9t×1 台, 11t×1 台) | 計 4 台 |
| ・ 阿部コンクリート(株): | ドーザー (8t×1 台, 9t×1 台) | 計 2 台 |
| ・ 板垣建設(有): | ドーザー (9t×1 台) タイヤショベル(9t×1 台) ハンドガイト (1 台) | 計 3 台 |
| ・ 太正建材(株): | ドーザー (9t×2 台) | 計 2 台 |
| ・ 森建設工業(株): | ドーザー (8t×2 台) タイヤショベル(8t×1 台) | 計 3 台 |
| ・ (株) ヤマムラ: | ドーザー (8t×3 台, 9t×1 台) | 計 4 台 |

(2) 機械貸与委託

| | | |
|---------------|--|----------|
| 【内訳】 | グレーダ 1 台, ドーザー 4 台, ローター 2 台, 小型除雪車 3 台 車載式小型散布機 1 台 | 合計 1 1 台 |
| ・ (株) 藤の里協力会: | グレーダ (3.7m×1 台), ドーザー (11t×3 台, 8t×1 台) ローター (2.6m×1 台, 2.2m×1 台) 小型除雪車 (1.3m×1 台, 1.0m×2 台) | 計 1 0 台 |

※凍結防止剤散布については、車載式小型散布機 1 台を貸与し委託する。

(3) 注意事項

- ・ 除雪作業を円滑に行うため、除雪状況を的確に把握し、除雪対策本部との連絡を密にとること。
- ・ 除雪作業の安全を図るため、常に指揮する者と指揮される者の連携を密にとり、節度をもって行動すること。
- ・ 常に健康管理に配慮し、疲労状態での運転はしないこと。
- ・ 道路交通法を遵守し、安全運転を心がけること。
- ・ 交差点及び踏切では必ず一時停止し、運転助手は降車誘導するなど安全確認を行うこと。
- ・ 万一事故が発生したときは、直ちに警察並びに除雪対策本部に連絡し、指示を受けること。

住民への協力要請

住民の理解と協力を得ながら円滑に除雪作業を行うために、下記事項について広報活動を行う。

(1) 除雪車からのお願い

- ・除雪車が通った際は道を譲るようにお願いします。
- ・道路上に出ている枝は除雪作業の支障となるので、取り払うようにお願いします。
- ・車の路上駐車は絶対にしないでください。除雪車だけでなく一般の方にも迷惑がかかります。
- ・除雪車は危険ですので、作業中は近寄らないでください。
- ・雪捨てのために側溝の蓋を外す場合は、危険ですので使用後は必ず蓋を閉めて下さい。
- ・路上に看板等の障害物を置かないで下さい。
- ・歩行中などは運転手の死角に入らないよう十分に距離を置いて、通行するようにお願いします。

(2) 町内会へのお願い

- ・老人家庭等の除雪作業が困難な世帯へのご協力をお願いいたします。
- ・消火栓やごみステーションの前にも除雪した雪が堆積する場合がありますので、町内会のご協力をお願いいたします。

(3) 各家庭へのお願い

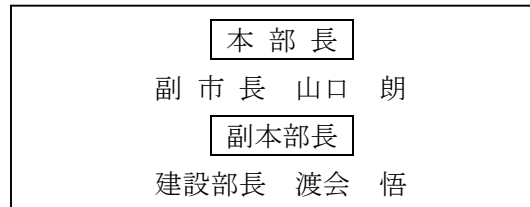
- ・除雪作業に関する要望事項は直接業者に指示しないで、町内会長さんを通して藤島庁舎産業建設課へ連絡をお願いします。
- ・除雪車により、除雪された雪が自宅前へ寄せられますがご理解をお願いします。また、除雪された雪は側溝や水路または指定の雪捨て場に捨てることとし、再び道路へ雪を排出すると交通障害の原因となりますので、行わないようご協力をお願いします。
- ・屋根の雪は、命綱をつけるなど身の安全を確保し、早めに下ろしましょう。また、屋根の雪を道路に出すと交通傷害の原因になりますので、自分の責任で処理しましょう。

(4) 雪捨て場の指定

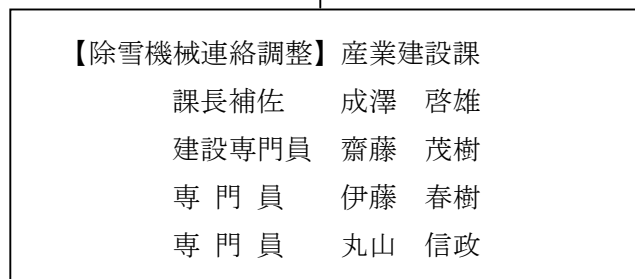
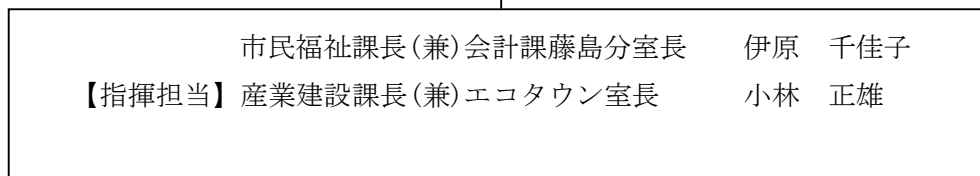
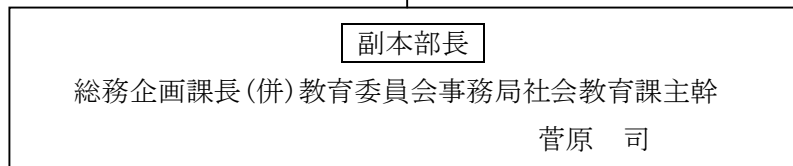
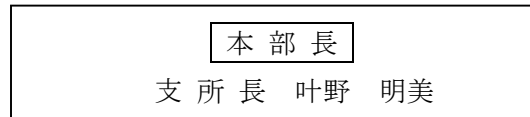
- ・雪の捨て場として次の場所を指定しております。
藤 島 川 藤浪橋上流左岸

除雪対策本部組織体制

鶴岡市除雪対策本部



藤島庁舎除雪対策本部



除雪連絡体制

